

現 行				改 正 後			
9 B 特例旧特定目的会社関係				9 B 特例旧特定目的会社関係			
別紙様式 1				別紙様式 1			
[特例旧特定目的会社 資産流動化計画及び資産流動化実施計画の記載内容チェックリスト]				[特例旧特定目的会社 資産流動化計画及び資産流動化実施計画の記載内容チェックリスト]			
(略)				(略)			
I. 資産流動化計画の記載内容				I. 資産流動化計画の記載内容			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
計 画 期 間	<u>会社法整備法</u> <u>第230条⑫一</u> 政令第2条 内閣府令第 5条一	(略)		計 画 期 間	<u>会社法整備法</u> <u>第230条⑪一</u> 政令第2条 内閣府令第 5条一	(略)	
	内閣府令第5 条二	業務開始期日として定める年月日又は <u>当該期日が登録年月日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載又は記録があるか</u> （以下「記載があるか」という。）。			内閣府令第5 条二	業務開始期日として定める年月日又は <u>登録年月日が当該開始期日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載又は記録があるか</u> （以下「記載があるか」という。）。	

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	(略)	(略)	_____		(略)	(略)	_____
	(略)	(略)			(略)	(略)	
優先出資の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑫二イ</u>	(略)	_____	優先出資の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑪二イ</u>	(略)	_____
	(略)	(略)			(略)	(略)	
特定社債の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑫二ロ</u>	(略)	_____	特定社債の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑪二ロ</u>	(略)	_____
	(略)	(略)			(略)	(略)	
特定短期社債の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑫二ハ</u> 新法第2条⑧	(略)	_____	特定短期社債の発行等に関する事項	<u>会社法整備法第230条⑪二ハ</u> 新法第2条⑧	(略)	_____

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊：金融会社関係

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
	(略)	(略)			(略)	(略)	
特定約束手形の発行等に関する事項	会社法整備法第230条⑫二三	(略)		特定約束手形の発行等に関する事項	会社法整備法第230条⑪二三	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
特定資産の取得に関する事項	会社法整備法第230条⑫三 内閣府令第10条一イ	(略)		特定資産の取得に関する事項	会社法整備法第230条⑪三 内閣府令第10条一イ	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
特定資産の管理等に関する事項	会社法整備法第230条⑫四 内閣府令第11条一	(略)		特定資産の管理等に関する事項	会社法整備法第230条⑪四 内閣府令第11条一	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	

現 行				改 正 後			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
その他 特定資 産の流 動化に 係る業 務に関 する基 本的な 事項	<u>会社法整備法 第230条⑫五</u> 内閣府令第12 条一	(略)		その他 特定資 産の流 動化に 係る業 務に関 する基 本的な 事項	<u>会社法整備法 第230条⑪五</u> 内閣府令第12 条一	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	内閣府令第12 条十一	発行される優先出資又は特定社 債（以下「優先出資等」という。 ）の取得の申込みの勧誘が <u>証取法 第2条第3項第2号ロ（少人数私募 ）</u> に該当する場合には、資産流動 化計画及び資産流動化実施計画 を新法第40条第1項に規定する通 知又は同法第122条第1項に規定 する通知をするときには交付する 旨について記載があるか。			内閣府令第12 条十一	発行される優先出資又は特定社 債（以下「優先出資等」という。 ）の取得の申込みの勧誘が <u>金融商 品取引法第2条第3項第2号ロ（少 人数私募）</u> に該当する場合には、 資産流動化計画及び資産流動化 実施計画を新法第40条第1項に規 定する通知又は同法第122条第1 項に規定する通知をするときには 交付する旨について記載がある か。	
(略)	(略)		(略)	(略)			

現 行				改 正 後			
Ⅱ. 資産流動化実施計画				Ⅱ. 資産流動化実施計画			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
記 載 事 項	会社法整備法 第230条⑮ 内閣府令第14 条	(略)	_____	記 載 事 項	会社法整備法 第230条⑭ 内閣府令第14 条	(略)	_____
	(略)	(略)			(略)	(略)	